

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府綾部市大島町柳 3 番地

氏 名 大山産業株式会社 代表取締役 大山 青龍
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日
許可の有効年月日

令和4年5月16日
令和9年4月 7 日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず」(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類 以上14種類
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
(自動車等破碎物、水銀含有ばいじん等を除く。)
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

- (1) 平成9年4月8日 新規許可
- (2) 平成14年4月8日 更新許可
- (3) 平成14年9月18日 変更許可
 - ・取り扱う産業廃棄物の種類に、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さおよび鉱さいを追加
- (4) 平成19年4月19日 更新許可
- (5) 平成24年4月8日 更新許可
- (6) 平成25年12月10日 再交付
 - ・法人の住所の変更
- (7) 平成29年4月19日 更新許可
- (8) 令和4年5月16日 更新許可